

百条の調査権を有する「特別委員会」が出来たとしましても、一般的に思われている「議会が伝家の宝刀といわれる百条委員会になった」としましても、「警察や裁判所にかわって、全てのことを裁ける」というものではありません。

私たち議会にとっては、限られた権限であり、補助金の及ぶ範囲での調査に限られています。なんでも調査が出来るというものではありません。

しかし、再開発組合関係者は、再開発事業における資金は、これが補助金、これが補助金ではないお金、と区分がつきにくい仕組みになっていると言われています。資金の流用にあたって、例えば、中央街区再開発組合の資金を商業開発(株)に貸し付けても、金銭貸借契約書も取り交わさないうで、十四億円のお金が流されるということがおこったといわれています。

その点では、「資金の流れ」「不正流用の資金」は、全体準備組合、中央開発(株)、商業開発(株)、仮店舗ポネテリ

カ資金などは、補助金を含めて「組合の資金」が流された行き先であり、何とか実態の資金の流れを解明したいと考えています。

そうしないと、再開発事業全体の資金解明は出来ないといわなくてはなりません。直接「補助金交付先」でないという調査の限界があることもご理解下さい。

また、調査の結果としても、刑事告発や民事訴訟のような結論を出すこともできません。委員会としての意見は「まとめ」で、それぞれの機関に対して「要望事項とする」わけですが、その「まとめ」は法的な拘束力をもつものではありません。

また、議会が「百条委員会」でないといえないといわれる、告発と言う点での議会の権限は、まず、特別委員会の「まとめ」に基づき、本会議での決議が必要であり、議長の名前で告発します。そして、告発できる内容は、宣誓拒否、偽証罪、証言拒否及び書類提出拒否などの行

為だけです。

百条を付す委員会への移行を認めていただけるとすれば、「第三街区再開発組合の設立や補助金申請のあり方、資金運営のあり方、中央街区再開発組合の資金運営、補償費のあり方と資金流用・定款違反の斡旋料の支払い問題・代替地購入問題・銀行と組合との契約問題、その他再開発事業をめぐる補助金の流れ」などの調査に限られると思います。

なお、現在の特別委員会の内部で「補償費のあり方を専門的に調査・検討する特別プロジェクトチーム」をつくり、専門的に調査してもらうことを決定したことを付記しておきます。

百条を付したとしても、審査の過程で、百条調査権になじまないと委員会が判断したものは、当然、百条の規定委員会で調査していくこともあるとご理解下さい。

以上